

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年6月6日(月) 午後2時00分から午後3時20分まで
開催場所	上尾市役所 行政棟3階 庁議室
議長(委員長・会長)氏名	渡辺 英人 会長
出席者(委員)氏名	高松 佳子、須賀 聡、遠山 将央、長島 優香、布施 俊輔、 高橋 晴美、小山 晴久、須賀 好和、浅子 工
欠席者(委員)氏名	なし
事務局(庶務担当)	総務課：石川課長、田村副主幹、梅津副主幹、金子主任、田中主任
会 議 事 項	議 題
	<p>(1) 審議会会長の互選及び会長代理の指名について</p> <p>【諮問案件】</p> <p>(2) 電子計算機結合に関する意見照会（教育総務課） <small>小・中学校におけるネットワーク基盤システム更改業務</small> <small>小・中学校における統合型校務支援システム更新業務</small></p> <p>(3) 個人情報保護法の改正による上尾市個人情報保護条例の改正について（総務課）</p> <p>【報告案件】</p> <p>(4) 令和3年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況及び会議公開の実施状況について（総務課）</p>
議事の経過	別紙のとおり
会議資料	<p>資料1 令和4年度第1回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会に関する意見照会について</p> <p>資料2 電子計算機結合に関する意見照会書</p> <p>資料3 個人情報保護法の改正による上尾市個人情報保護条例の改正について</p> <p>資料4 令和3年度における行政文書の公開についての実施状況、個人情報保護制度の運用状況及び審議会等の会議の公開の運用状況について</p>
<p>議事の内容未・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 4 年 6 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>渡辺英人</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>	

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
石川課長	<p>ただいまから、令和4年度第1回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。本日は委員の皆様のご出席が過半数に達しておりますので、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定に基づき審議会が成立したことを報告いたします。</p> <p>それでは、審議会会長の互選及び会長代理の指名をお願いしたいと存じます。ご意見・ご推薦があれば、お願いいたします。</p>
委員	<p>【委員間の協議の結果、会長は渡辺委員となった。】</p>
渡辺会長	<p>【渡辺会長は、会長代理に高松委員を指名した。】</p>
石川課長	<p>それでは、会長は渡辺委員、会長代理は高松委員に決まりました。よろしくをお願いいたします。ここで、渡辺会長からご挨拶をいただきたいと存じます。渡辺会長よろしく申し上げます。</p>
渡辺会長	<p>【渡辺会長挨拶】</p>
石川課長	<p>それでは、改めて会議を進めてまいります。</p> <p>まず、事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。</p>
梅津副主幹	<p>【資料の説明】</p>
石川課長	<p>それでは、議事の進行を渡辺会長をお願いいたします。</p>
渡辺会長	<p>議事に先立ちまして、本審議会の会議公開・非公開の決定をさせていただきます。上尾市では審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会運営の透明性・公正性を確保し、開かれた市政の推進を目指しています。</p> <p>本審議会につきましては、個人情報を含む審議である場合を除いて、平成14年度から原則公開としています。そこで、皆さんにお諮りいたします。本審議会の原則公開について、異議のある方はいらっしゃいますか。</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	異議無し。
渡辺会長	<p>ありがとうございます。それでは、本審議会は原則公開をもって運営するということで進めさせていただきます。</p> <p>本日の傍聴者は、おりますでしょうか。</p>
田中主任	傍聴者は1名です。
渡辺会長	それでは、傍聴者を通してください。事務局から傍聴に当たっての注意事項の説明をお願いします。
事務局	【傍聴者に対して注意事項を説明】
渡辺会長	<p>それでは、本日の議事に移ります。本日の議事は、3件ございます。諮問案件が2件、報告が1件ございます。</p> <p>1件目は、電子計算機結合に関する意見照会です。「小・中学校におけるネットワーク基盤システム更改業務」及び「小・中学校における統合型校務支援システム更新業務」でございます。</p> <p>2件目は、「個人情報保護法の改正による上尾市個人情報保護条例の改正について」の諮問でございます。</p> <p>3件目は報告です。例年、第1回目の会議で事務局より報告を受けているもので、「令和3年度の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況等」について、でございます。</p> <p>なお、調査審議に当たりましては、事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。それでは、事務局からお願いいたします。</p>
梅津副主幹	【資料1に沿って「審議会に対する意見照会事項」を説明】
渡辺会長	<p>それでは、次第の(4)議事の①諮問案件に入ります。まずは、電子計算機結合に関する意見照会です。</p> <p>「小・中学校におけるネットワーク基盤システム更改業務」及び「小・中学校における統合型校務支援システム更新業務」でございます。</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
池田課長	<p>諮問案件の審議のため、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第7条の規定により、説明のための関係職員の出席を求めていますので、お願いしたいと存じます。</p> <p>関係職員の入室を許可いたしますので、ご案内をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【関係職員入室 教育総務課 池田課長、鈴木副主幹】</p> <p>小中学校で取り扱う個人情報については、コロナ禍と ICT の進歩により多くの情報が電子データとして取り扱われています。その中で、ネットワーク機器の更改のタイミングを迎えたため、自庁のサーバーからクラウド方式に変更したくご審議をお願いします。</p>
鈴木副主幹	<p>資料6 ページの「小中学校におけるネットワーク構成図」をご覧ください。現在行政で使用しているネットワークとは別に学校のネットワークを構築しており、この学校のネットワークは、主に先生方が職員室で成績処理等の事務作業を行う『校務系』と、児童生徒が学習に使う『学習系』の2系統ございます。</p> <p>今回は、主に『校務系』のサーバー類を、現在市役所第三別館にあるものを、民間のデータセンターに移行したいため、意見照会するものです。</p> <p>また、同様に今年度導入予定である統合型校務支援システムを同じデータセンターに設置する予定であるため、同時に意見照会させていただきます。</p> <p>個人情報の内容としては、児童・生徒の氏名、学年、所属クラス及び成績情報や、教職員の氏名等になります。</p> <p>これらを民間のデータセンターに置くことにより、より強固なセキュリティ環境が構築できると考えております。</p> <p>広報広聴課の CMS も同じデータセンターに置いてあります。</p>
遠山委員	<p>上尾市以外の自治体でもクラウド管理が進んでいるという認識で良いでしょうか。</p>
鈴木副主幹	<p>総務省が自治体クラウドを推し進めていることから、他の自治体でもク</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
渡辺会長	<p>ラウド化が進んでいるものと思います。</p> <p>その他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>意見無し。</p>
渡辺会長	<p>ご説明いただきありがとうございます。それでは、ご退室いただいて結構です</p> <p style="text-align: center;">【関係職員退室】</p>
渡辺会長	<p>それでは、審議に入ります。</p> <p>委員の皆様からのご意見をお願いします。</p>
須賀聡委員	<p>データセンターに移行することで、情報漏えいの危険性が高まるのではないのでしょうか。</p>
長島委員	<p>移行を年度初めである4月に前倒ししなくてよかったのか。また、例えば身体の情報のように、取り扱いに注意が必要な情報までデータセンターのサーバーに格納するのか。不安があります。</p>
渡辺会長	<p>私も奨学金の事務をよくやりますから、お二人のご意見はよくわかります。長島委員がおっしゃっていた移行の時期についてですが、奨学金の事務について言えば、本人達の情報は4月時点では取得できず、6月にならないと手に入りません。ですから移行の時期は4月にならないのは、仕方ないのではないかと思います。</p> <p>また、須賀聡委員がおっしゃっていたのは、ヒューマンエラーのことかと思えます。以前、AmazonAWS にデータを移行するという諮問案件があったと記憶していますが、それと変わらないと考えます。保存できるデータの量などを考慮するとデータセンターを利用するのはやむを得ないのではないのでしょうか。</p> <p>ヒューマンエラーは、自庁でもデータセンターでも起こりうることかと</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
須賀好和委員	<p>思います。</p> <p>一方で、データの書き換えなどが起きた時に、複数人で調査ができる余地があるクラウド方式のメリットもあると感じます。</p> <p>民間企業の別のサービスとしてさくら連絡網というものがあります。先日の雷雨の際にも下校中止の連絡をするのに活用したようです。</p> <p>資料1の6ページに、「個人情報の取扱いについての措置」があります。民間企業を利用することで、安全性が高まるというメリットがあれば利用をしていくのも良いと思います。</p>
渡辺会長	<p>それでは、皆様のご意見をお諮りいたします。</p> <p>教育総務課の電子計算機結合に関する諮問案件について、承認するという事でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議無し。</p>
渡辺会長	<p>では、「小・中学校におけるネットワーク基盤システム更改業務」及び「小・中学校における統合型校務支援システム更新業務」について承認いたします。審議の結果は後日書面をもって答申します。</p> <p>次は、2件目の諮問案件です。</p> <p>「個人情報保護法の改正による上尾市個人情報保護条例の改正について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
梅津副主幹	<p>【資料3に沿って、個人情報保護法及び個人情報保護条例の改正について説明】</p>
須賀好和委員	<p>保護条例が廃止となり、保護法がメインになるという認識で良いでしょうか。</p>
梅津副主幹	<p>はい。</p>
須賀好和委員	<p>県内他自治体も同様なのでしょうか。</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
梅津副主幹	はい。保護法が改正されて、全国的に同じルールとなります。
高松委員	委員間の共通認識を持つため質問します。 なぜ、地域の特性が失われることになるのに、保護条例から保護法に統一していくのでしょうか。背景を教えてください。
梅津副主幹	資料3の1ページ目にありますが、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。匿名加工情報を活用し、データの流通促進を図るのが目的の一つです。その上で、問題であったのが、個人情報の取扱いが自治体によって様々であることです。個人情報保護委員会が法の一元的な解釈を行うことでこの問題を解消する考えです。
高松委員	質問が2点あります。 1点目、資料3の6ページの個人情報保護委員会の「監督」とはどういったイメージでしょうか。 2点目、別紙の1ページの手数料についてです。行政文書1件とはどのように決めるのでしょうか。
梅津副主幹	1点目については、例えば、個人情報の漏えいが発生した場合は、個人情報保護委員会への報告が必要ですし、条例を制定した場合は届出を行います。また、保護法の解釈についても個人情報保護委員会が一元的に行うといった点から監督を行っています。 2点目については、本市は、1種類の文書で1件として受付件数のカウントを行っています。ですが、本市は、現在行政文書1件ごとの手数料は徴収しておらず、写しの交付に関する費用のみを徴収していますから、国と同じ手数料を定めるのであれば、行政文書の件数の考え方については、検討が必要です。
渡辺会長	具体的な事務手続に関しては、自治体に任せられているということでしょうか。コピーの枚数でカウントしたほうが事務としてやりやすいのでは

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ないかと考えます。</p> <p>過去の諮問案件で、上尾警察署から、市が持っている高齢者世帯情報を提供してほしいという案件がありました。依頼の主体は誰か、と尋ねると、上尾警察署の課長個人であるということであったので、上尾警察署長名で出し直すように指示したところ、その後依頼がなかったというものでした。</p> <p>改正個人情報保護法では、同様な事案があったときの対応はどうなるのでしょうか。</p> <p>現場で判断ができないものであれば、当審議会で諮問するという防波堤としての役割を残しておくべきではないでしょうか。</p>
梅津副主幹	<p>検討しますが、個人情報保護委員会からは、外部提供について「典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない」と示されています。</p>
布施委員	<p>保護法と保護条例の改正の趣旨とは、個人情報の概念や収集、利用、提供の考え方に齟齬があるものを改めて、利活用していくというものです。ただし、保護法の趣旨に反しないものである、地域の実情に応じたものや要配慮個人情報については、条例で定めることができるということでした。</p> <p>その上で、審議会の設置については認められているのでしょうか。認められる場合は、審議会の役割とは何になるのでしょうか。</p>
梅津副主幹	<p>審議会の設置は認められています。</p> <p>現在考えられる役割は、資料3の6ページ目にあるマイナンバーに関する特定個人情報保護評価書の第三者点検です。加えて、特に審議会に意見を聴く必要があるものです。</p>
布施委員	<p>審議会は引き続き設置する方向で考えていますか。</p>
梅津副主幹	<p>審議会の役割が大きく減ってしまうことを踏まえ、現在検討中です。</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
布施委員	諮問という形をとらなくても、任意で意見を聴くという形式の条例を作ってしまうと法の趣旨に反してしまうのでしょうか。
梅津副主幹	それについても検討が必要かと思います。
高松委員	委員の皆様は、社会的に弱い立場の方のために働いていらっしゃいます。そういった現場の声を聴く機会のあるのが審議会の良さですから、その特性を活かした条例づくりをお願いしたいです。
渡辺会長	<p>これまでの審議会では、事務を行う前に諮問をする予防的な考え方に重きを置いていましたが、今後は、救済的な側面が重視される、つまり、何か事故が起きた時に審議会で取り扱うようになるのかと思います。</p> <p>それでは、本件における対応の妥当性について、次回の審議会において答申案の確認を行いたいと存じます。</p> <p>続きまして、②の報告になります。「令和3年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況及び会議公開の実施状況について」事務局の説明を求めます。</p>
田中主任	【資料4に沿って説明】
渡辺会長	ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。
委員	意見無し。
渡辺会長	<p>以上をもちまして報告③「令和3年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況及び会議公開の実施状況について」を終了いたします。</p> <p>本日の議事は以上でございます。</p>
石川課長	委員の皆様、お疲れ様でした。それでは、最後に事務局から連絡がございます。

